

平成 15 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名 タキロン株式会社
本店所在地 大阪市中央区安土町 2 丁目 3 番 13 号
代 表 者 名 取締役社長 森 下 誠 二
コード番号 4 2 1 5
上場取引所 東証・大証（市場第一部）
問 合 せ 先 責任者役職名 総務人事部長
氏 名 青 山 建
T E L (06) 6267 2664

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

平成 15 年 7 月 18 日開催の当社取締役会において、当社第 108 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日である平成 15 年 7 月 28 日に決定する予定です。

記

- | | |
|---|---|
| 1. 新株予約権の発行日 | 平成 15 年 7 月 28 日を予定 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 1,106 個（新株予約権 1 個につき 1,000 株） |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 当社普通株式 1,106,000 株 |
| 5. 新株予約権の行使に際しての払込価額 | 未 定 |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 未 定 |
| 7. 新株予約権の行使期間 | 平成 17 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで |
| 8. 新株予約権の行使条件 | 権利を与えられた者は、当社の取締役、執行役員、従業員、受入出向者又は関係会社の取締役たる地位を失った後も、権利を行使することができる。
権利の譲渡、質入れおよび相続は認めない。
その他の条件については、当社第 108 期定時株主総会および平成 15 年 7 月 18 日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。 |
| 9. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額 | 未 定 |
| 10. 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 |
| 11. 新株予約権の割当を受ける者 | 当社の取締役、執行役員、従業員、受入出向者又は関係会社の取締役 合計 2 5 8 名 |

【ご参考】

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 15 年 5 月 15 日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成 15 年 6 月 27 日 |

以 上